

まほろば健康パーク トライアル・サウンディング募集要項

1. 制度概要

トライアル・サウンディングとは、県が保有するまほろば健康パークの暫定利用を希望する提案事業者を募集し、一定期間実際に使用してもらう制度です。

奈良県は、提案事業者の事業集客力や信頼性、施設との相性などを確認することができ、提案事業者は、事業の実現可能性や採算性、立地などを確認できる社会実験的な取組です。

2. 実施の背景・目的

まほろば健康パークは、大和郡山市と川西町に跨がる場所に位置しており、スポーツ・憩いの場を提供することを目的に設置され、競泳用プールからなる水泳施設スイムピア奈良を始めとした施設を多くの方にご利用いただいております。

しかし、令和5年7月に開催した「奈良県こども・子育て推進本部会議」にて公園がこどもや子育て世帯を含めた誰もが使いやすいものではないというご意見があったことから、令和6年10月に「奈良県こどもまんなか未来戦略」を策定し、こどもや子育て当事者の目線に立ち、「こども、子育てにやさしいインクルーシブなまちづくり」を掲げて、多様なこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進できるよう、インクルーシブ公園の整備を検討しています。

まほろば健康パークが既存施設を含めた公園全体をインクルーシブ公園となるように、民間事業者等に対して需要の見込みをヒアリングしたところ、立地条件や各エリアの使い勝手・採算性などを確認する必要があるとの意見がありました。

そのため、今後は、提案事業者等の持つ優れたアイデア・ノウハウを活用し、実際に施設を暫定利用してもらいながら、更なる魅力ある公園に整備や運営等できることを目的とします。なお、当該事業はまほろば健康パーク機能強化事業の政策実現のための取組であります。

3. 期待される効果

本事業により、次のような効果が期待できます。

○提案事業者

①事業の実現可能性

- ・現実的かつ効果的な事業計画を立てることができる。

②リスク低減

- ・確定実施前に課題を洗い出すことで、失敗リスクを低減できる。

③事業の採算性

- ・確定事業に向けた収支を把握することができる。

○奈良県

①提案事業者の事業集客力

- ・利用者数を把握することができる。

②提案事業者の信頼性

- ・地元住民等との対話を通じて、事業の安全性が確保される。

③施設との相性

- ・提案事業者の施設に対する意見を確認することができる。

4. スケジュール

令和7年	5月	9日	募集要項の公表、トライアル・サウンディングの提案募集
令和7年	5月	30日	募集〆切
令和7年	6月	16日	提案事業者による実施開始
令和7年	10月	31日	提案事業者による実施完了

5. トライアル・サウンディング実施の流れ

① 暫定利用の受付

- ・暫定利用を希望する提案事業者から、提案を受け付けます。

② 提案審査

- ・提案内容を審査します。

③ 使用許可

- ・採用となった事業については、許可証を発行します。なお、行政財産使用料は、原則免除とします。ただし、現在供用している箇所（添付参照）については、奈良県立都市公園条例に基づき、使用する施設や場所によっては使用料が発生します。

④ 暫定利用

- ・許可内容に応じた暫定利用を行っていただきます。

⑤ モニタリング・ヒアリング

- ・暫定利用期間中及び終了後に、モニタリング・ヒアリングを実施します。

6. 参加資格条件等

(1) 参加者の条件

- ① トライアル・サウンディングにより暫定利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）は、申請内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主または任意団体とします。
- ② 利用希望者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体をいいます。）とし、グループで応募する場合には、参加表明時に利用希望者の構成員全てを明らかに

し、各々の役割分担を明確にすることとします。

(2) 利用希望者の除外要件

次のいずれかに該当する利用希望者は、トライアル・サウンディングに参加することはできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者。
 - ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。
 - ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある者。また、暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている者。
- ※ 提案内容を指定管理者と協議を整わず行った者。

7. 応募に関する留意事項

① 費用負担

応募に関する全ての書類の作成および提出に係る費用は、利用希望者の負担とします。

② 提出書類の取り扱い・特許権等

- ・ 提出書類の著作権は、利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
- ・ 利用希望者の提出書類については、提案審査以外で利用希望者に無断で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。
- ・ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施行方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った利用希望者が負うものとします。

③ 法令等の順守

提案にあたっては、事前に利用希望者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは暫定利用者に帰属することとします。

④ その他

その他、応募にあたって必要な事項がある場合は、別途「募集要項」に定めることとします。

8. 申請方法

(1) 書類提出

利用希望者は、次の書類を提出するものとします。

- ① 利用申込書
- ② 行政財産使用許可申請書、公園占用許可申請書若しくは公園内行為許可申請書
- ③ 使用料減免申請書

(2) 事前相談

- ① 提出書類作成のために、事前相談を受け付けます。
- ② 事務局と日程調整を行ったうえで行うこととします。

(3) 現地調査

- ① 提出書類作成のために現地（施設）調査を希望する場合は、事前に事務局へ連絡し日程調整を行ったうえで行うこととします。
- ② 現地調査にあたっては、施設管理者および利用者への迷惑を及ぼさないこと、施設運営に支障のない範囲で行うこととします。

9. 提案要件

(1) 提案内容

提案内容は、次の全てに該当するものとします。

- ① まほろば健康パークに関するものとします。
- ② 確実に実施できる利用内容とします。
- ③ まほろば健康パークを利用する県民等の利便性、サービスが向上する利用内容であること。
- ④ 暫定利用にあたって、県の財政負担を求めるものではないこと。
- ⑤ 施設管理者と調整を行い、実施できるものとします。

(2) 提案の対象外

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ① 政治的または宗教的活動
- ② 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ③ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ④ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤ 公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動
- ⑥ その他、県がまほろば健康パークとの関連性が低いと判断する行為

(3) 提案内容の期間

提案内容の期間は、本県が許可した期間とします。

(4) 提案の資金調達・報酬等

暫定利用に係るすべての経費は、暫定利用者が負担するものとします。

10. リスク分担

トライアル・サウンディングにおける責任及びリスク分担の考え方は、暫定利用者が実施する事業については、暫定利用者が責任を持って遂行し、事業に伴い発生するリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとします。

11. 提案審査

(1) 提案審査

提出種類に基づいて、公園企画課等において、審査を行います。なお、必要に応じてヒアリングを実施します。

(2) 審査結果の通知

- ① 使用許可となった暫定利用者に対し、許可証を発行します。
- ② 審査結果に対する異議は申し立てることができません。

12. 事業実施

(1) 事業実施

許可証が交付された暫定利用者は、許可証に記載された条件のとおりまほろば健康パークを使用し、申請した利用内容に応じた事業を実施することができます。なお、使用期間中は、許可証を携行するようにしてください。

(2) 事業の中止

申請した利用内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、県からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただく（行政財産使用許可取消通知書を発行する）ことがあります。

13. モニタリング・ヒアリング

(1) モニタリング

使用期間中に事務局が実施するモニタリング調査について、暫定利用者は協力するこ

とします。

(2) ヒアリング

暫定利用期間が満了した後に、ヒアリングの場を設けることとします。その際、暫定利用者は使用実績等をまとめた資料を県に提出するものとします。

14. 申込先・連絡先

〒 630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県まちづくり推進局公園企画課都市公園係

T E L : 0742-27-8069

公園企画課お問い合わせフォーム